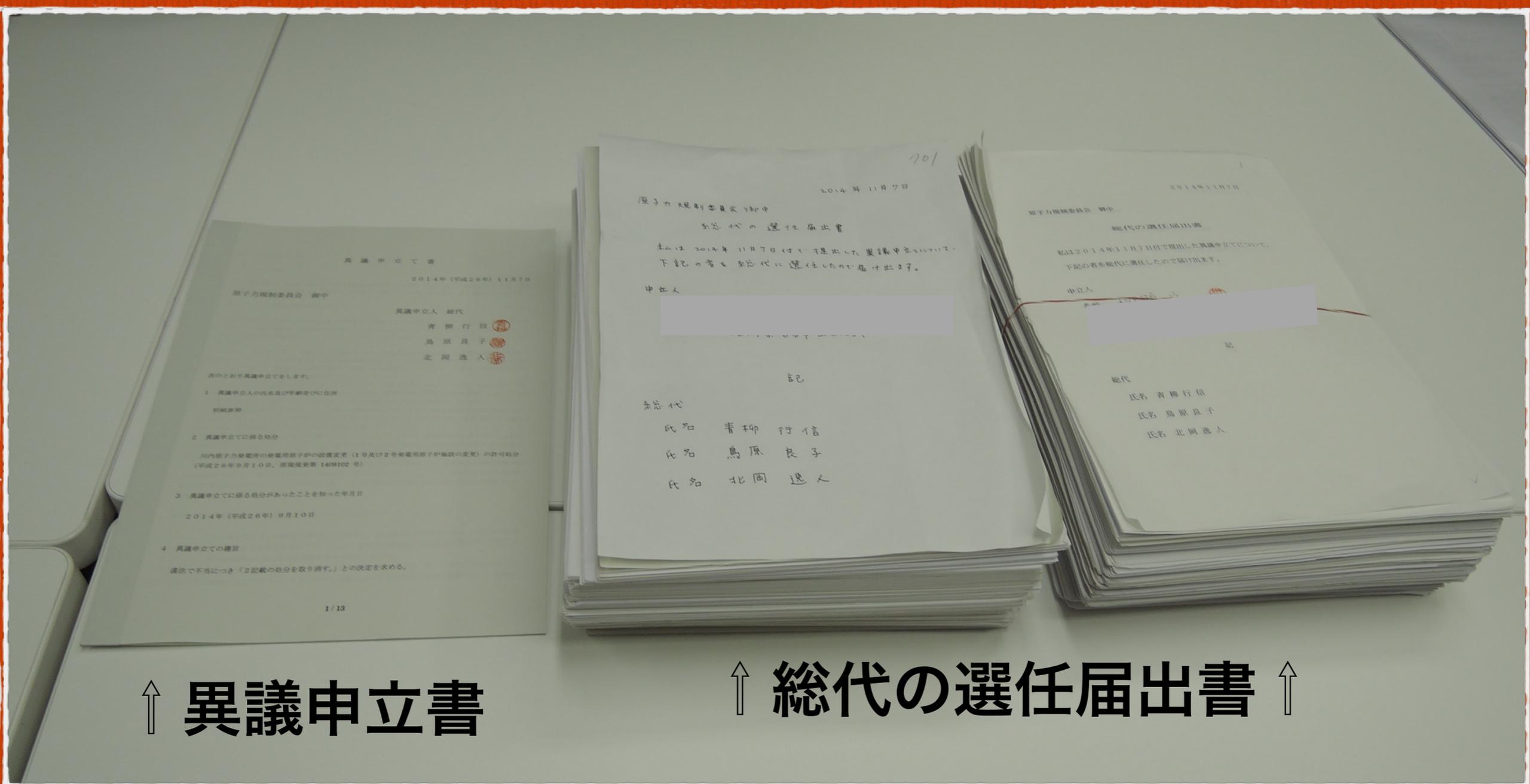


原子力規制委員会に対する 異議申立てについて

九電・川内原発の設置変更申請の
許可処分の取り消し求めて

異議申立人・総代：北岡逸人 2015年1月18日



↑ 異議申立書

↑ 総代の選任届出書 ↑

昨年11月7日、異議申立書等を規制庁に提出
6日間で全国「千五百余名」の申立人が結集
(総代2名含む申立人13名で提出)

なぜ異議申立てしたのか？

- 原発の再稼動に少しでも**歯止めをかける**必要性。
- 川内原発の大事故は**日本列島全体に及ぶ**恐れ。
- 火山活動が活発化しており**リスクが高まった**から。
- **意見が述べられ公式回答が得られる**方法である。

異議申立てまでの経緯

- 昨年10月21日（**異議申立ての17日前**）に発案した。
- 翌日、総務省・原子力規制庁の担当者に確認する。
（「原子力規制委員会」に**異議申立て可能**と確認）
- **原発いらない!九州実行委員会**・各県世話人12名で、
異議申立てを11月2日から呼び掛け申立人を募る。
- 申立人から届いた書類確認と申立人リストの作成。
（九電前テント・公共施設等で**提出直前まで作業**）

行政不服審査法による異議申立て

□ 「行政不服審査法の趣旨」について

第一条 この法律は、

行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に対して広く行政庁に対する不服申立てのみちを開くことによって、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。

□ ただし、不服申立て(異議申立て)できるのは

「処分があったことを知った日の翌日から起算して**六十日以内**」まで。

□ 川内原発に関する処分があった日：2014年9月10日、

異議申立ての日：11月7日（金）、土日直前の**ギリギリの日程**だった。

異議申立てのメリット・デメリット

- 裁判より**迅速な審理**が望める（**原子力関係は別**）。
- 規制行政の違法性だけでなく**不当性も訴えられる**。
（裁判は違法・適法の法律判断のみが審査対象）
- **原発に詳しい**専門家・行政の担当者が判断する。
- **中立性が損なわれ慎重さが欠如する恐れ**がある。

異議申立ての相手は原子力規制委員会

- 安倍首相は昨年(2014年)1月24日の第186回国会の施政方針演説において「世界で最も厳しい水準の安全規制を満たさない限り、**原発の再稼働はありません**」と述べた。
- 原子力規制委員会が許可しなければ、**どの原発も動かさない**。
- 原子力規制委員会と新しい規制基準が出来て**最初の許可処分**が、九電が2013年7月に申請した川内原発の設置変更の許可処分。
- 再稼働・原発輸出・軍備拡大（核武装）への**最初の一步を止める!**

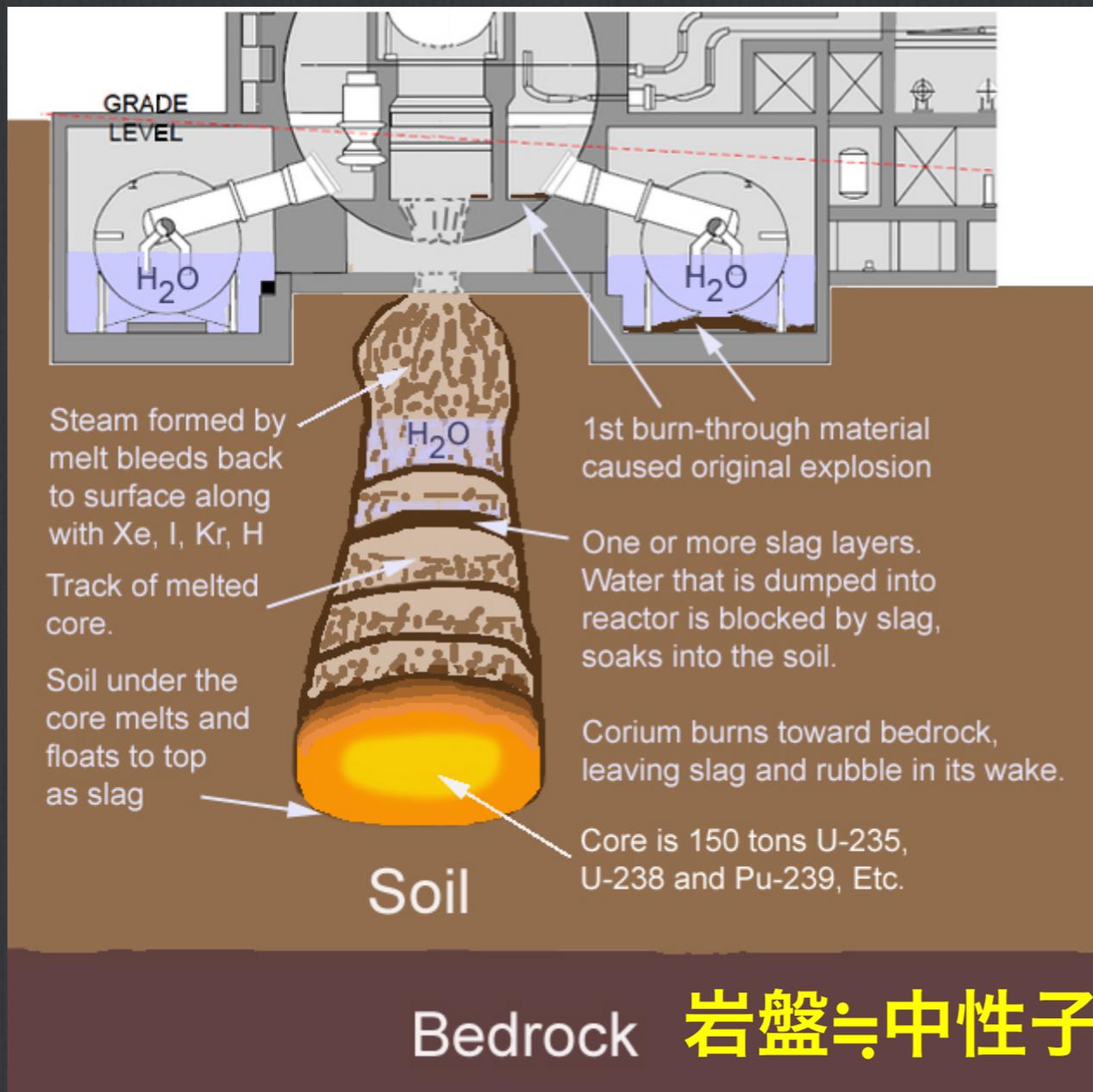
異議申立ての理由（概要）

- 日本政府による法律に基づく「**原子力緊急事態宣言**」が発令中。
- 原子力規制委員会に関する「**法律と規則**」及び「**組織理念**」に違反。
- 「**IAEA（国際原子力機関）安全基準**」にも違反。
- 違法性・不当性から設置変更申請の**許可処分の取り消しを求める。**

異議申立ての理由 (詳細 1 / 3)

- 日本政府による法律に基づく「**原子力緊急事態宣言**」が発令中。
- **原子力災害対策特別措置法**に基づき内閣総理大臣が発令した。
(2011年3月11日に福島第一原発、翌日に福島第二原発で発令)
- 福島第二原発の緊急事態宣言は解除されたが**福島第一は今も**。
- 福島原発には大量の(使用済)核燃料と熔融核燃料が存在する。
(**余震等の不測の事態**により今も危険性の高い状態になりうる)
- 福島事故の対応に大量の専門技術者が被ばく労働を続けている。
(熟練作業員ほど被ばく線量が多く、**作業員の確保は困難**になる)

福島原発地下で再臨界!⇒水蒸気爆発?



コアの沈降が岩盤に到達すると、**岩盤は中性子反射材**として機能してしまう可能性がある。その場合「**臨界状態**」に達して上部の水が「**水蒸気爆発**」を起こす恐れがある。



異議申立ての理由（詳細2 / 3）

- 原子力規制委員会に関する「法律と規則」及び「組織理念」に違反
- 原子力規制委員会設置法の目的は、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」とあり、原子力規制委員会は「原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」とある。
- 原子力規制委員会は組織理念を2013年1月に制定し、その使命は、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ることが原子力規制委員会の使命である。」としてホームページに公表している。
- しかし重要な基準地震動の推定などに関する規則に違反するなど、設置法の目的や組織理念に反する危険な規制行政を行っている。

異議申立ての理由（詳細3 / 3）

- 加盟国の守るべき「IAEA（国際原子力機関）安全基準」にも違反
- IAEA 安全基準「原子炉等施設の立地評価」には、「住民に対する放射線影響の可能性、緊急時計画の実行可能性とそれらの実行を妨げる可能性のある外部事象や現象を考慮し、提案された立地地点に対する外部領域を設定しなければならない。プラント運転開始に先立つ外部領域に対する緊急時計画の設定において、克服できない障害が存在しないことをプラントの建設が始まる前に確認しなければならない」とある。⇒緊急時計画の確認は政府の仕事。
- 原子力規制委員会設置法に、「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し」とあるが、米国NRCの様に避難計画の実効性を確認していない。

異議申立ての受理と審理の非公開

- 異議申立ては正式に受理され、原子力規制委員会で報告された。
- しかし、異議申立ての**審理・議事録は非公開**にすると決められた。
- 「**異議申立ての審理手続きに関する意見書**」を提出し公開を要求。
- 審理の非公開は、「意思決定のプロセスを含め、規制にかかわる情報の開示を徹底する」とした組織理念に反し、設置法の求める「原子力規制組織に対する国内外の信頼回復」を妨げ、「国民の安全を最優先」にした姿勢ではない（**隠ぺい体質が福島事故を招いた**）。

執行停止の申立て

- 行政不服審査法による**川内原発審査手続きの執行停止**を求めた。
(手続きの続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない)
- 異議申立ての日 (昨年11月7日) に**鹿児島県知事が再稼働に同意**。
- 日本火山学会が原発の**火山審査見直しを求める提言**をまとめた。
- 日本火山学会で小山真人教授 (静岡大学防災総合センター・副センター長) が「**12~13 万年前以降に火砕流が達した可能性の高い原発は立地不適**とすべきであろう。また、火山影響評価ガイドは、広く火山学者の意見を聞いた上で修正すべきである」と口頭発表。

川内原発近傍の**火砕流**露頭・全景
(始良カルデラの噴火・**数万年前**)



川内原発近傍の**火砕流**露頭・近接
(川内原発より**約2km**の場所)



異議申立ての口頭意見陳述会

- 行政不服審査法に基づき口頭意見陳述会の開催を求めている。
(審理の方式：審査請求人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。)
- 九州など全国3か所での公開による口頭意見陳述会を求めた。
(旧原子力安全・保安院時代には地方での意見聴取会があった)
- 規制庁で非公開の口頭意見陳述会を1月21日に開催予定。
(15名の陳述者。福岡核問題研究会から三好・北岡が陳述)

口頭意見陳述会の陳述予定者（前半）

1. 鳥原良子 (薩摩川内市、異議申立人総代)

川内原発建設反対連絡協議会会長

「福島原発事故対応は住民無視、政府、電力会社、規制委員会への不信感増大。規制委員会組織理念に違反、避難計画の審査機関なし」

2. 浅田正文 (石川県、福島県避難者) 福島原発告訴団、

東電株主代表訴訟

「安全と責任 福島原発震災の被害者から」

3. 有馬良典 (薩摩川内市) 川内原発建設反対連絡協議

「コアキャッチャー・ベント・免震重要棟の5年猶予に不信感。実効性のない避難計画」

口頭意見陳述会の陳述予定者（前半）

4. 佃昌樹（薩摩川内市） 薩摩川内市議会議員、
川内原発建設反対連絡協議会

「住民意思と首長判断の真逆、実効性のない避難計画」

5. 筒井哲郎（東京都） 原子力市民委員会委員・
原子力規制部会部会長、プラント技術者の会

「設置変更許可申請書の位置づけ・技術審査の不備・故意による航空機の衝突や武力攻撃・破壊工作について」

6. 石橋克彦（兵庫県） 311以前から「原発震災」を
警告されていた地震学者

「基準地震動設定の違法性など」（休憩15分間）

口頭意見陳述会の陳述予定者（後半）

7.北岡逸人（福岡県、異議申立人総代）福岡核問題研究会

「異議申立書等の（他の陳述者の分を除く）要点を説明する予定」

8.三好永作（福岡県）福岡核問題研究会

「水蒸気爆発による破壊はないといえるか・水素爆発対策は万全か」

9.中嶋哲演（福井県）原発設置反対小浜市民の会、明通寺住職、
大飯原発差し止め訴訟原告代表

・「必要神話」と「安全神話」に支えられた国策民営の原発推進、その影で拡大・深刻化した倫理上の諸問題、過疎地への立地・集中化（←原発マネーファシズム、国内植民地化、モラルハザード）、被曝労働者（累計54万人）、被曝災害弱者の子どもたち、未来世代への巨大なツケ・全環境・全生命の汚染・被曝、「フクシマ」→第二・第三のフクシマ?!（再稼働を許すならば）

口頭意見陳述会の陳述予定者（後半）

10. **小倉志郎**（神奈川県）原子力市民委員会・原子力規制部会、
元原発技術者

「現規制基準を満たしても原発の安全が保証できないこと、原発を襲う最大の地震の大きさおよびその確率が不明であること、原発を運転すれば人類が安全に処理・処分できない使用済燃料が新たに生まれること」

11. **矢部忠夫**（新潟県）柏崎刈羽原発反対地元3団体共同代表、
柏崎市議会議員

フクシマ事故の真相解明が終わらないなかでの「新規制基準」に何の意味があるのか。・フクシマ事故以降の新しい知見すら「基準」に反映されていない。・原発の安全は誰が判断するのか。田中委員長「適合するか判断するのみ、安全か否かは判断しない」・原発大事故は今や否定できない—事故時の責任はだれが負うのか。・国も事業者も責任をとらないのがフクシマの現実。・放射性物質が環境中に放出されれば、日常と異なる時間的スケールで人間、自然、環境を破壊する。・（国も事業者も責任をとらない）原発再稼働の最終判断は、関係住民しかない。・「適合性判断と避難計画との整合性は検討しない」—何のための規制委員会か。・後付けの避難計画など、被ばくなし避難計画などありえない。（不可能）・原発存続の理由は一つもなくなったことを国（規制委員会）は審査の結論とすべきである。・原発は廃炉決定しかない。「川内原発設置変更許可」の取り消しを求める。

口頭意見陳述会の陳述予定者（後半）

12.上里恵子（山口県） 上関原発計画の根っこを見る会

再稼働のための法的な整備を求めます・地震の国になぜ54基の原発が？

13.山田純一（東京都） 再稼働阻止全国ネットワーク、たんぽぽ舎

原発再稼働における手続き違反問題「工事認可前の工事着手」

14.木村雅英（東京都） 再稼働阻止全国ネットワーク

・原子力規制委員会の姿勢を問う・「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」に反する行政を行っていることを示す

15.東井 怜（静岡県） 浜岡原発控訴審、東電株主代表訴訟、

東京電力と共に脱原発をめざす会

「立地審査指針、残余のリスク、遵法と罰則」

異議申立ての決定と総代への送付

- 行政不服審査法に基づき**決定**（裁判でいう判決）が後で出される。「**認容**（処分の全部又は一部の取消し）」・「**棄却**（不服申立てに理由がないとき）」・「**却下**（不服申立てが法定の期間経過後にされたものである等、不適法であるとき）」のいずれかの「**決定**」が出る（総務省のH23年度調査では認容された異議申立ては8.7%）。
- **決定書**が総代に送付され、総代から申立人に内容を通知する。
- 決定の送付後、**原子力規制委員会サイトに資料が公開**される。
（資料：決定文・申立書・補正書・意見陳述会の議事録と資料等）

川内原発異議申立てのその後

- 決定に不服な場合、異議申立人だけが裁判を提訴できる。
- 今後の川内原発の審査手続き等で想定される行政手続き。
(審査中の工事計画認可・保安規定変更認可・使用前検査)
- それぞれの行政処分が出された後に、異議申立てが可能。
- 玄海・伊方原発等の行政処分（設置変更申請の許可処分等）。
- 異議申立ての経費は少なくて良いが、事務作業と交渉が大変。
(今回の取組を再度行うのは困難。必要なら新たな方式が必要)